

国際私法学会理事会議事録

日時: 2017年11月21日提案・同年11月23日決定

方法: 電子メール

送信先: 理事・監事全員

結果: 理事長より、下記の審議事項中の議題についての提案を全ての理事及び監事に通知し、その議題について議決に加わることのできる理事全員が賛成し、かつ、監事が異議を述べなかったことから、定款29条3項本文により、原案通り可決された。また、報告事項記載の通り、報告があった。

記

【審議事項】:

議題1: 下記2名を新入会員候補として総会へ付議すること

- ・小林貴典氏(台湾国立政治大学法学院博士課程在学中/木棚照一会員の推薦)
- ・鈴木良之氏(防衛省防衛装備庁/島坂泰寛会員の推薦)

【報告事項】

報告1: 各主任からの事業経過報告(2017年6月の総会・理事会後)

(1) 会計(中西康主任)

・活動一般:

ゆうちょ銀行など関係各所への連絡先の変更手続を7月には全て完了。

学会費のゆうちょ口座への振替受払通知票 Web 照会サービスに申込み等を完了。

・収入関係:

会費収入について、予算では1,315,000円が計上されているところ、9月末時点では110万円余の払込を確認。

・支出関係:

年報につき、信山社に約75万円を支払い済み。これは、[18号の制作費及び送料約90万]から[17号の売上155,680円]を差し引いた金額。これに加えて今後、今年度号の支払いあり。

研究大会費について、予算に会場費として325,000円計上されているうち、第130回大会備品使用費として25,740円を支払済み。第131回大会会場費の支払いは未了。

(2) 研究企画(神前禎主任)

・下記の資料1:「研究企画委員会状況報告」の通りである旨報告があった。

(3) 年報編集(出口耕自主任)

・下記の資料2:「国際私法年報編集状況報告(2017年11月)及び「国際私法年報原稿執筆依頼(雛形)」の通りである旨報告があった。

(4) ホームページ運営(高杉直主任)

・新理事・監事・主任・委員を『国際私法学会の概要』に掲載するとともに、見やすくするために項目の一部を整理・変更。

・『国際私法学会定款』・『定款・規程・規則』を新しいものに差し替え。

- ・「理事長(任期:2017年6月から2年間)からのご挨拶」を『会員向けのニュース・案内』に掲載。
- ・研究大会における個別報告の公募に関し、「国際私法学会公募制実施要領」と「国際私法学会個別報告応募フォーム(word 文書)」とを、『国際私法学会の活動』に掲載。
- ・「2017年6月3日の総会議事録」及び「2017年6月3日の理事会議事録」を『総会及び理事会議事録』に掲載。
- ・刊行後2年を経過した国際私法年報に掲載されている論文をPDF化してホームページで閲覧可能とする作業について、今後の作業の仕方を含めて検討中。

(5) 研究大会設営(早川眞一郎主任)

- ・岡野前主任から引き継いだ詳細なメモに基づき、近日中に、設営委員と具体的な作業手順等について相談を開始する予定。

報告 2:事務局からの事業経過報告

- ・8月25日に、事務局が把握している会員の email アドレス宛に、名簿を送付。

送信時の会員数:244名。

送信したのは、231名宛。

うち、届かなかった数は、2通(1通は USER UNKNOWN での不着、1通はディスク容量制限での不着)。

現時点で Email アドレスを把握できていない会員数は、14名(維持会員2名を含む)。

以上の通り間違いありません。

2018年 3月 7日

議事録作成者(理事長):

道垣内 正人

議事録署名人:

中西 康

研究企画委員会進捗状況(報告)

2017年11月20日
国際私法研究企画委員会
委員長 神前 禎

まず、次回・次々回の研究大会に向けての研究企画委員会の準備が遅れておりますことをお詫び申し上げます。その上で、標記の件につき、下記のようにご報告申し上げます。

(1) 国際私法学会への公募制の実施について

9月25日を締切として公募を実施したが、応募者は0名でした。研究企画委員会で検討し、11月20日を締切として再公募を実施したところ、1名の応募がありました。

現在、その方について、審査を始めたところです。

(2) 第131回(2018年度)国際私法学会研究大会での報告について

1日目、2日目ともに、午前中を個別報告の時間帯、午後を統一テーマを設定しての報告の時間帯としました。

個別報告としては、1日目、2日目をあわせて4件の報告をいただく予定です。そのうち3件の報告は、①中村知里(京都大学)、②金美和(青森中央学院大学)、③釜谷真史(西南学院大)にお願いすることになりました。

残る1件の報告については、公募への応募について報告可となりましたら、その方(応募者)に報告をお願いすることになります。その方が報告不可となりましたら別の方に報告をお願いすることになりますが、報告者の全体のバランスという観点から、実務家の方を中心に、報告候補者のリストを準備しているところです。

統一テーマは、①「施行10年を経た法の適用に関する通則法(仮題)」および②「現代国際私法の変容と課題(仮題)」の2つとし、①については多田先生、②については西谷先生にコーディネーターになっていただきました。

個別の報告内容については、①については、「総説」「一般の契約(と物権)、債権譲渡」「消費者契約と労働契約」「不法行為、不当利得・事務管理」「家族法、条文化が見送られた箇所」といったものを、また②については、「グローバル化の中での国際私法の変容」「非国家法の意義と機能」「法統一の意義と国際私法」「国際私法と公法関係の交錯」といったもので検討を進めておりますが、報告者の確定には至っておりません。

研究大会開催の時間帯は、ここ数年の例年どおりとする予定です。

(3) 第132回(2019年度)国際私法学会研究大会での報告について

韓国国際私法学会との交流として、韓国国際私法学会から報告者を招いて開催することになって
いたと思います。具体的な検討は始めておりませんが、日本の国際私法学会会員が訪韓した例
にならない、1日目の午後にセッションを設ける予定です。

(4) 今後の方針

第131回大会については、公募への応募の審査、統一テーマの報告者の確定等を速やかに進め
てまいります。

第132回大会については、韓国国際私法学会との連絡をとって進めることの他、助成金の取得に
も努めなければと考えております。

以上

国際私法年報編集状況(報告)

2017年11月20日
国際私法年報編集委員会
委員長 出口耕自

標記の件につき、下記のようにご報告申し上げます。

(1) 国際私法年報第 19 号について

下記のとおり原稿が集まり、査読の作業中です。また、第 130 回研究大会(2017年6月3日-4日)の報告者全員へ報告要旨の執筆(2017年11月末〆切)を依頼しました。これらにより、年度内(2018年3月まで)の刊行が見込まれます。

- ①北坂尚洋「離婚と親権者指定の同時解決—国際裁判管轄権の観点から」
- ②北田真理「ハーグ子奪取条約「重大な危険」の制限的解釈に関する一考察—その限界と新たな可能性」
- ③村上幸隆「仲裁手続から執行に到るまでの相殺の取扱いに関する問題点」
- ④何佳芳「台湾における国際私法の現状と課題」
- ⑤Suk Kwang Hyun “Introduction to Detailed Rules of International Adjudicatory Jurisdiction in the Republic of Korea: Proposed Amendments of the Private International Law Act”

(順不同)

(2) 国際私法年報第 20 号について

下記の方に原稿をご執筆いただくことになりました。いずれも、第 130 回研究大会の報告者の方で、タイトルは報告時のものです。2018年12月末の刊行を目指しています。

なお、2人の方から諾否のご返事がなく、今月末までの回答を再度お願いしています。

- ①馮茜(大阪大学大学院)「中国における外国裁判の承認・執行—家事事件を中心に」
- ②山口修司(弁護士)「仲裁法における国際私法の特別規定」
- ③多田望(西南学院大学)「法律回避とその周辺」
- ④青木清(南山大学)「国際扶養に関する国際諸条約と日本」
- ⑤横山潤(成蹊大学)「扶養の準拠法」
- ⑥村上正子(名古屋大学)「扶養義務の国際裁判管轄の立法をめぐる動向とその評価」
- ⑦岩本学(富山大学)「外国扶養裁判の承認執行」
- ⑧池田綾子(弁護士)「国際扶養に関する諸問題 <コメント>」

(3) 今後の方針

国際私法年報表紙に記載される刊行年と実際の刊行年が一致するよう、今後は、別紙「国際私法年報原稿依頼(雑型)」のように原稿依頼していきます。国際私法年報第 20 号の執筆依頼は、この雑型作成前でしたが、ほぼ同じ内容で依頼しました。

以上

別紙

〇〇〇〇先生

国際私法年報原稿執筆依頼(雑型)

①年7月〇日

国際私法年報編集委員会

委員長 〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、①年6月〇日－6月〇日に〇で開催されました国際私法学会第〇回研究大会におけるご報告につき、国際私法学会年報編集委員会において審議しました結果、国際私法年報第 a 号(②年 12 月末刊行予定)掲載用原稿のご執筆を〇〇〇〇先生に依頼する旨が決定されました¹。つきましては、当日のご報告を基礎とし、また当日の議論等も踏まえた上で原稿をおまとめ頂ければ幸甚に存じます。

²なお、当日のご報告につきましては、編集委員会から下記のコメントがございました。ご執筆にあたっては、このコメントにご留意下さいますようお願い申し上げます。

【コメント】

ご多用の折、大変恐縮ではございますが、下記の要領で原稿をご執筆下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

ご執筆をお引き受け下さる場合には、その旨を〇月〇日までに本メールへご返信下さい。

敬具

<執筆要領・その他>

(1) 題名

原稿の題名はご自由にお考え下さい。

¹ ②=①+1 (年)

² 【コメント】がない場合は、この段落を省略。

(2) 字数・原稿の体裁

2万4千字以内

その他原稿の体裁については、国際私法学会HPの「執筆要領」をご覧ください。

(http://www.pilaj.jp/yearbook/RULE_3.pdf)

(3) 欧文サマリー

欧文A4ダブルスペースで最大2枚程度(原稿量に応じ短縮可)のサマリーをお付け下さい。なお、欧文サマリーについては、編集委員会ではネイティブチェックはできませんので、予めご了承ください。

(4) 原稿〆切日

②年5月末日(厳守)。この〆切に間に合わない場合、執筆依頼を撤回させていただくことがございます。なお、①年9月末日までに原稿をご提出いただいた場合、国際私法年報第b号(①年12月末刊行予定)への掲載を検討させていただきます³。

(5) 原稿送付先

E-mail:nenpou@pilaj.jp⁴

(6) レフェリー制の採用について

国際私法学会ではレフェリー制を採用しております。このため、ご提出頂きましたお原稿についても同様に取り扱いさせて頂きたく、ご了承のほどお願い申し上げます。レフェリー制の詳細に関しては、国際私法学会HP掲載の「レフェリー規程」および同「レフェリー要領」をご覧ください。

(http://www.pilaj.jp/yearbook/RULE_4.pdf)

(http://www.pilaj.jp/yearbook/RULE_5.pdf)

³ b=a-1 (号)

⁴ 国際私法年報編集委員会の交代時には、新委員会の委員長および副委員長への転送依頼をHP委員会へ出しておく。